

橋本市規則第7号

橋本市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和8年2月16日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

橋本市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成18年橋本市規則第49号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第2条 職員があらかじめ任命権者の承認を得て職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(11)</u> 略</p>	<p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合</u></p> <p><u>(4)～(12)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。